

令和 2 年 2 月 28 日  
市 長 決 定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえて中止した  
補助金等対象事業の取扱いについて

標記について、令和 2 年 2 月 25 日開催の茨木市新型コロナウイルス対策本部会議において決定した「事業の実施ができないイベント等に係る実費経費について」の取扱いについて、下記のとおり決定する。

記

1 対象となる事業

補助金、交付金及び負担金の交付決定事業のうち、令和 2 年 2 月 20 日以降に新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえて中止した交付対象事業

2 補助・交付金額の取扱い

- (1) 補助・交付金額は、交付決定額（中止した交付対象事業分）を上限として、準備に要した経費（キャンセル料を含む。）の全額とする。
- (2) 交付対象事業の実施に伴う収入があるときは、補助・交付対象経費の合計額から収入の額を減じた額と(1)により算出した額とを比較していずれか少ない額を補助・交付金額とする。

3 留意事項

- (1) 発注済みであっても取消しうるものについては、できるだけ取消すように補助対象者へ要請するものとする。
- (2) 次年度も交付対象となる見込みの事業においては、購入済の物品等のうち保管できるものは次年度の事業実施に活用し、次年度の補助対象経費の削減に努めるものとする。
- (3) 補助の回数に限度のある補助金においては、今回の交付決定は回数に加算しないこととする。ただし、今年度に複数回開催予定の事業において、既に半数以上開催した事業は除く。